

閱覽用

令和4年10月20日

第10回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第10回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月20日(木) 午後1時59分から午後2時45分

2 開催場所 岳下住民センター 会議室

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	<del>3番 大内 和長</del>
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(17名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
<del>32番 渡邊 久</del>	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
<del>35番 遠藤 康子</del>	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

#### 4 欠席委員

農業委員

3番大内和長委員

農地利用最適化推進委員

32番渡邊久委員、35番遠藤康子委員

#### 5 遅参委員

なし

#### 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第58号 現況確認証明申請について

第4 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第6 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第8 議案第63号 令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 宮崎裕一

## 8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和4年第10回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時59分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、3番大内和長委員、32番渡邊久委員、35番遠藤康子委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、15番遠藤伝栄委員、16番馬場利正委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 3、議案第 58 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 58 号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和 4 年 10 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積 748 平方メートル、非農地の事由・昭和 55 年頃から耕作しておらず、昭和 60 年に相続後もそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 2、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・田、現況地目・原野、面積 835 平方メートル、非農地の事由・平成 13 年頃から耕作しておらず、平成 23 年に相続後もそのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号 3、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・山林、面積 962 平方メートル、非農地の事由・15 年以上前から耕作してお

らず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1番（野地太郎）委員 1番の野地です。議案58号の1、2、3について、  
現地確認の説明をしたいと思えます。

まず1番と2番は、上下になっておりまして、1カ所でありますから合わせてやりたいと思えます。9月30日、係長の野地さんと推進委員の安齋秀明君、そして佐藤孝君の4人で現地を確認しました。高台にありまして、田とはありますが、水の心配をこっちの方で心配しなければいけないのかなと感じる場所でありまして、立木もあるんですが原野でどうかという事で、皆さんで判断いたしました。

3番については、XXXXXXXXXXなんですけれども、大木が何本も茂りまして、当然、復元するのは難しいという事で、山林で判断いたしました。内容については、事務局の説明のとおりでありまして、問題ないと思えますので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思えます。以上であります。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第58号、番号1から番号3について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第58号、番号1から番号3については、原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第59号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書4ページをご覧ください。

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年10月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号3から番号4につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号5につきましては、借受人の営農型発電の実施に伴い、申請地に区分地

上権を設定するものであります。

また、番号5の案件につきましては、以前に許可を得ていた区分地上権の設定期間が満了するため、改めての許可申請があったものとなります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案59号番号1について、調査内容を報告いたします。

10月14日午前10時より現地にて、譲受人の[ ]さんから、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[ ]さんからは電話で確認し、内容に間違いのないとの事でした。[ ]さんは、[ ]さんの甥っ子にあたります。内容は事務局の説明どおりで、調査結果、特に問題がないため許可適当と考えましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

1番（野地太郎）委員 1番、野地です。59号2番について、説明いたします。

10月16日朝8時30分から、[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんは、[ ]の隣に稲荷神社がありまして、そのお祭りの準備という事で隣におりましたので、ちょっと来てもらって、お話をさせていただきました。



事務局内容のとおりです。■■■さんが登記をしたいということが発端らしく、親同士が決めていたもので当人達が分からない状態だったのですが、今回、登記をするという事でした。何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

9番（佐久間栄吉）委員 9番、佐久間です。議案第59号3番について、報告します。

10月16日9時より現地で、■■■さんと息子さんの■■■さんと調査しました。推進委員の渡邊久さんは体調を崩したため、私一人で調査しました。■■■■株式会社の■■■さんとは電話で間違いはないという確認をとりました。内容としましては、営農型太陽パネル設置で、下にミョウガとか薬草を栽培すると思ひているそうです。また、■■■さん親子は、20年から25年耕作していない土地で、ここに住んでおらず固定資産税もかかるので、売却を考えたそうです。許可やむを得ないと思ひ、皆様のご審議よろしくお願ひします。

10番（武藤栄利）委員 10番、武藤です。議案第59号番号4について、農地法第3条の規定による許可申請について、調査の結果を報告いたします。

10月16日に現地にて、譲渡人・■■■さんご夫妻と譲受人・■■■さん親子の出席のもと、石川推進委員と私とで話を伺いました。■■■さんは現在、二本松市内に住んでおりますが、現地の畑は耕作されておりました。また、■■■さんは、野菜などを栽培し、今ある住宅を購入する予定と聞きました。只

今、事務局の説明とおり、問題なく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

27番(菅野正寿)委員 27番、菅野です。議案第59号番号5について、調査結果を報告いたします。

去る10月17日午前7時より現地にて、武藤一夫農業委員、そして貸付人の[ ]さんの立会いのもと調査をいたしました。借受人の[ ] [ ]株式会社・代表の[ ]さんは、電話にて確認をいたしました。今回、営農型発電のソーラーの部分の地上権という事で、畑にはエゴマを栽培しておりますが、問題なく許可適当と判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第59号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第59号、番号1から番号

5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第60号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第60号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和4年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第61号番号3と同一案件になります。公共工事受注件数増加により発生する残土が増えるため、申請地を事業用地に追加します。

番号2、市発注事業の追加受注に伴い、一時転用の期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。議案第60号の1番について、調査内容を報告いたします。

17日午後2時50分、この案件は5000平方メートルを超えるという事

なので、会長、職務代理者、事務局から高根局長と宮崎さん、平推進員と私の6人で、借受人の[ ]・担当の[ ]さんにおいでいただきまして話を聞きました。内容は事務局説明どおりでありまして、何ら問題なく許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。なお、[ ]さんにつきましては、17日の朝、自宅にお伺いしまして、申請内容に間違いありませんとの報告を受けております。なお、その中に、[ ]さんというのは、[ ]さんの母親で、一筆共有名義の土地があるという事で話をしております。以上です。よろしくお願いいたします。

10番（武藤栄利）委員 議案第60号番号2について、調査の結果をご報告いたします。

10月15日、[ ]株式会社の営業の[ ]さんに、電話にて話を伺いました。市発注の事業の追加受注により、一時転用の期間を延長するという事です。また、残土捨て場については、私はまだ余裕があると現地を見て判断いたしました。事務局説明どおりでありまして、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第60号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第60号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第6、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書8ページをご覧ください。

議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め  
る。

令和4年10月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、杉田駅周辺での住宅需要が見込まれるため、申請地に建売分譲を計画します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内農地と判断されるものであります。

議案書9ページから11ページをご覧ください。

番号2、一時転用になります。東北自動車道の床版取替工事に際し、迂回路

を確保するため申請地に資材置場等を計画します。汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号3、一時転用になります。議案第60号番号1と同一案件になります。

公共工事受注に伴い、申請地に残土置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、          、          、          、          、            
          は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。          は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号4、地震等により既存販売所建物に影響が出ているため、申請地に販売所を移転します。汚水は合併浄化槽を設置し市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、転用に係る第1種農地の面積が事業全体面積の3分の1未満であるため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号5、現在集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え、申請地に住宅建築を計画します。汚水は市下水道へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号6、既存の資材置場が手狭になり、移転が必要となったため、申請地に資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号7、一時転用になります。市発注工事受注により残土置場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号8、事後申請になります。平成22年頃から使用していた資材置場、物置等が違反転用状態となっていたため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号9、事後申請になります。平成22年頃から使用していた事務所兼住宅の一部が違反転用状態となっていたため申請します。汚水は浄化槽にて処理し

ます。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号10、一時転用になります。再生可能エネルギーの地産地消に貢献するため、申請地に営農型発電設備を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。なお、この案件については令和元年10月24日に許可していた一時転用の期間満了に伴い、引き続き申請地を利用するため改めて転用の申請があったものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

18番（齋藤弘美）委員 18番、齋藤です。議案第61号番号1、2について、調査内容を報告いたします。

まずは番号1について、10月16日に譲渡人・[REDACTED]さんと譲受人・[REDACTED]株式会社の担当者から内容を聞き取り、17日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが住宅地で、排水なども特に問題がないため許可適当と考えますので、よろしくお願いたします。



続きまして、番号2について調査内容を報告いたします。大規模農地転用なので、10月17日に二本松地区担当農業委員、推進委員と事務局、合わせて17名で現地調査を行いました。借受人の[REDACTED]から3名、工事施工会社から2名に来てもらい説明を受けました。内容は事務局説明のとおりです。なお、貸付人の7名の方には、15日に内容を確認いたしました。調査の結果、交通渋滞を防ぐための迂回路を設置するという事なので、広範囲な農地が必要という事で、高速道路工事による一時転用はやむを得ないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番、佐藤です。議案第61号の番号3について、調査内容を報告いたします。

この件に関しましては、議案第60号番号1と同じ案件でありますので、先に述べさせていただいたとおり、何ら問題はないと思われます。ただ今回、先に5,000平方メートル以上を今年の春先から埋め立てを行ってありまして、今回2,000平方メートルを追加し、非農地の部分を含め約12,000平方メートルの沢に土砂が入るという事で、今年の春先、少し雨が降った時に、雨水が道路に溢れ出るという事がありました。今回、追加するという事なので、しっかりと雨水対策を行うように、[REDACTED]さんの方に申し添えておきました。そういう事でありまして、何ら問題がなく許可相当と思います。以上です。

5番（川口美奈子）委員 5番の川口美奈子です。議案61号4番について、調査結果をご報告いたします。

10月17日午後3時より、推進委員の渡邊一正さんとともに、譲渡人の[ ]さん、譲受人の代理人の[ ]の[ ]さんに立ち合いをいただき、聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりで、調査の結果、特に問題がないため許可適当を判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします

7番（安齋 栄）委員 7番、安齋です。議案第61号番号5について、調査内容を報告します。

去る16日午前9時より貸付人の[ ]氏に、遊佐一夫推進委員とともに現地にて、聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。借受人の[ ]さんは、当日都合が悪く電話での確認になり、申請に間違いがないという事でございます。なお、2人は親子関係です。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆さん方のご審議よろしく願いたします。以上です。

13番（佐藤孝志）委員 13番、佐藤です。6番の議案について、調査結果を報告いたします。

10月15日午前8時に、現地に譲渡人の[ ]さん、譲受人の[ ]さん、それから大内信一推進委員と私の4名で、議案の内容を確認、それから現地の調査をいたしました。その結果、何ら問題は無く許可適当と判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしく願いたします。以上でございます。

15番（遠藤伝栄）委員 15番、遠藤伝栄です。議案第61号番号7について、調査内容を報告いたします。

10月13日午後、現地を確認に行きました。そこで■■■■さん宅の敷地の後ろの場所だったので、■■■■さんの奥さんでもいるかなと思って伺いたところ、誰もいなくて不在だったという事で、■■■■さんにつきましても訪問したんですが不在だったので、譲受人の株式会社■■■■の担当の■■■■さんに電話で確認いたしました。それで、貸付人の■■■■さんにつきましては、13日の夜、電話で確認し間違いありません。それから、■■■■さんには、16日朝、伺いいたしまして現地を確認いたしました。特に問題なく許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます

26番（石川重彦）委員　26番、石川です。議案第61号の8番と9番について、調査の内容を報告いたします。

10月16日午後1時30分頃、■■■■さんの自宅に私と武藤栄利農業委員と2人で伺いまして、調査をしてきました。この内容につきましては、本人に聞いたところ、お父さんの代に資材置き場や事務所に使っていたようなので、私は本当は知らないんだという事でありまして、今回それが発覚したので、このような内容で転用したいという事でありました。本件は、違反転用状態の解消に向けた追認案件という事で、顛末書により違反経過についても確認いたしました。やむを得ず許可する事ができるものと判断いたしました。皆様のご協議よろしく願いいたします。

27番（菅野正寿）委員　27番、菅野です。議案第61号番号10について、調査結果を報告いたします。

先程の第3条案件と関連しますが、10月17日午前7時に、武藤一夫農業委員とともに現地にて確認いたしました。貸付人の■■■■さんも現地で立会い、それから借受人の■■■■株式会社の■■■■さんは、電話にて間違いのない事を確認しております。ソーラーの支柱の部分のみの案件なんです、認定農業者だと更新時期が10年なんです、■■■■さんは認定農業者でないという事で、3年毎に更新という事で話を伺う事ができました。調査の結果、問題ないという事を確認しましたので、許可適当と判断いたしました。よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第61号、番号1から番号10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第61号、番号1から番号10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第62号「農業経営基盤強化

促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第62号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、10月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区4筆10,577平方メートルの計画内容でございます。

今月分の利用権設定はすべて再設定となります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号3につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第62号、番号1から番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第62号、番号1から番号3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第63号「令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第63号令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書20ページをご覧ください。

令和4年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書。

農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり意見を提出します。

令和4年、二本松市長 三保恵一様。

二本松市農業委員会 会長 奥平貢市。

農業従事者の高齢化、後継者不足は深刻であり、また、農地を貸したくても借り手となる担い手が不足しているのが現状です。現在の担い手の多くが60代以上となっており、今後の地域と農業をどう守っていくかが大きな課題となっています。「今使われている農地を使えるうちに使える人に引き継いでいく」ための方策を講じることが重要となっており、担い手、新規就農者、若者、帰農者、高齢者など多様な人材が活躍することができ、生き活きと夢を持って農業を続けられるような農業振興策が求められます。

また、気候変動等により全国的に災害が多発する現在、持続可能な農業を支えるソフト・ハード両面での制度づくりも益々重要となっています。

農業委員会では農業者の代表機関として、農地利用の最適化の推進のための活動に取り組んで参りますが、貴職におかれましても本意見書の内容をご参酌いただき、農業施策に反映くださるよう要望いたします。

(1) 担い手への農地集積について。こちらにつきましては、具体的に方策として、3点を提言しております。

(2) 担い手農家支援について。こちらは3点の意見を出しております。

(3) 遊休農地対策及び農業施設整備等補助について。こちらは4点について提言をしております。

(4) 農業後継者・新規就農者・帰農者支援について。こちらは2点について

て提言をさせていただきます。

(5) 農業振興全般について。こちらは3点について提言をさせていただきます。

(6) 農業委員会の機能強化について。こちらは2点について提言をさせていただきます。

なお、こちらにつきましては、本日議決をいただき11月1日に農業委員会会長、職務代理者、幹事長の3名におきまして、市長に意見書の提出をする予定となっております。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第63号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年第10回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時45分)



上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和4年10月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 遠藤 伝栄

署 名 委 員 馬場 利正